

2023年6月22日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 小池善明

「定款」の一部改正について

本所は、「定款」の一部改正を行い、本所が定める日から施行します。（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。）

今回の改正は、現行の本所定款において、規定の陳腐化のために、直近の定款運用・取扱いが実態にそぐわない実情があることから、より実務に則して規定するため、定款において所要の整備を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I. 改正概要

1. 会員理事及び会員監事の任期満了後の後任者就任までの期間の継続在任規定の削除

- ・現行規定が想定する、任期満了後に未就任となる事態の生じる余地が現状ないため、当該任期満了後の在任を定める規定を削除することとします。

・定款第73条第3項

2. 退職慰労金積立金の退職給与引当金への統合

- ・理事長に対する退職慰労金の算出基準を、別途規則で定め、毎年度所要額を退職給与引当金に繰り入れることで財政の安定化を図るとともに、これに合わせ、理事長の退職慰労金の支出に充当することを予定していた退職慰労金積立金の勘定科目を削除するものとします。

・定款第102条第1項
第2号、第3項

II. 施行日

本所が定める日から施行します。

なお、「本所の定める日」は、2023年7月1日といたします。

以上

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(役員の任期)</p> <p>第73条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>3～5</u> (略)</p> <p>(剰余金の処分)</p> <p>第102条 第100条に規定する決算にあたって、総収入金額が総支出金額より多い場合には、その差額に繰越剰余金または繰越不足金を加減した金額を次のとおり処分する。繰越不足金を補てんするに足りないときは、この金額を後期繰越不足金とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2)・(3)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所から定める日から施行する。</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第73条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 会員理事及び会員監事は、前項の任期が満了した場合においても、その後任の者が就任するまでは、前項の規定にかかわらず、引き続き在任する。</u></p> <p><u>4～6</u> (略)</p> <p>(剰余金の処分)</p> <p>第102条 第100条に規定する決算にあたって、総収入金額が総支出金額より多い場合には、その差額に繰越剰余金または繰越不足金を加減した金額を次のとおり処分する。繰越不足金を補てんするに足りないときは、この金額を後期繰越不足金とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 退職慰労金積立金</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 退職慰労金積立金は、その退職慰労金を給与する必要がある場合に限り支出するものとし、毎事業年度における剰余金のうちから積み立てるものとする。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p>